

○ 農業経営基盤強化促進法基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
農業経営基盤強化促進法の基本要綱 第10 農業経営発展計画の認定制度（第16条の2から第16条の7まで） 1 認定経営発展法人制度の趣旨 <u>認定経営発展法人制度は、将来にわたる国民に対する食料の安定供給の確保に向け、地域の人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第2条第3項第2号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。</u> 2 農業経営発展計画の作成 <u>農業経営発展計画（法第16条の2第1項に規定する農業経営発展計画をいいます。以下同じです。）の認定を申請する農地所有適格法人（以下「発展計画申請法人」といいます。）が作成する農業経営発展計画は、様式第1号によるものとします。</u> <u>発展計画申請法人は、農業経営発展計画に法第16条の2第2項第5号ハ又は第6号イ若しくはロに掲げる事項を記載する場合は、認定を受けた後遅滞なく権利を取得し又は転用する予定のもののみを記載することとします。</u> <u>なお、農業経営発展計画においては、法第16条の4第1項から第3項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用についても、農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないか等を確認することを目的として必須記載事項としています。</u> 3 農業経営発展計画の認定申請 <u>発展計画申請法人は、様式第2号による申請書に農業経営発展計画その他必要な書類を添えて農林水産大臣に提出する必要があります。添付書類のうち経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間が通算5年以上であることを証する書面として、経営改善計画の認定通知書の写し等を提出するものとします。</u> <u>発展計画申請法人が複数の市町村にまたがってその農業経営を行う場合、発展計画申請法人は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する農用地が所在する区域において作成された全ての地域</u>	農業経営基盤強化促進法の基本要綱 (新設)

計画に農業を担う者として記載されている又は記載される見込みがある必要があります。国は、提出された地域計画の写しに発展計画申請法人に関する記載を確認できない場合、当該地域計画を策定した市町村に情報提供を求めるものとします。

また、発展計画申請法人の定款には、農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定や、取締役の選解任の決定についての株主総会の決議が、会社法（平成17年法律第86号）第309条第2項に定める決議によらなければならないことが定められている必要があります。

4 農業経営発展計画の認定

(1) 農業経営発展計画の認定基準

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行う際の具体的な認定基準は、別紙7に掲げるとおりとします。

(2) 農業委員会又は都道府県知事等の同意

農林水産大臣は、発展計画申請法人により提出された農業経営発展計画（以下「申請発展計画」といいます。）に発展計画申請法人が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第3条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する市町村の農業委員会に対し協議するものとします。

当該農業委員会は、農地法第3条第2項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第9-1号を、同意をしない場合にあっては参考様式第9-2号を参考に回答してください。

また、農林水産大臣は、申請発展計画に発展計画申請法人が農地以外のものにしようとする農地（農地法第4条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）又は農用地以外のものの用に供しようとするため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する都道府県知事等（農地法第4条第1項に規定する都道府県知事等をいいます。以下同じです。）に対し協議するものとします。

当該都道府県知事等は、参考様式第9-3号により農業委員会の意見を聴いた上で、農地法第4条第6項又は第5条第2項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第9-4号を、同意をしない場合にあっては参考様式第9-5号を参考に回答してください。

なお、農業委員会は、法第16条の2第6項の規定により意見を述べようとするとき(30アールを超える農地転用に係るものであるときに限ります。)は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要がありますので、参考様式第9-3を参考に協議書を作成してください。

(3) 農業経営発展計画の認定の処理期間

認定に要する標準的な処理期間は、1か月とします。農林水産大臣から農業委員会又は都道府県知事等へ協議を行う場合は、追加的に日数を要します。

農業委員会は、農林水産大臣より農地法第3条第1項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、当該協議があった日の翌日から起算して4週間以内に農林水産大臣に回答するものとします。

都道府県知事等は、農林水産大臣より農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、農業委員会へ意見聴取を行った上で2週間以内(農業委員会へ意見聴取を行う日数を除く。)に農林水産大臣に回答するものとします。農業委員会は、都道府県知事等から当該意見聴取があったときは、当該意見聴取があった日の翌日から起算して3週間以内(都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く場合は、4週間以内とします。)に都道府県知事等に回答するものとしませんが、農業委員会と都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見が異なる等特段の事情がない限り、速やかに手続を行ってください。

また、農業経営発展計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行うものとします。

(4) 農業経営発展計画の認定の通知

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行ったときは、認定した旨を発展計画申請法人に通知するとともに、申請書の写しを付してその旨を都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあつては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

農林水産大臣が認定要件に適合しないと判断し認定しないときは、認定しない旨及びその理由を発展計画申請法人に通知するものとします。

(5) 認定発展計画の有効期間

認定発展計画の有効期間は、当該認定発展計画に記載された農業経営発展計画の期間とします。また、当該認定発展計画を変更した場合も同様です。

農業経営発展計画の始期は、申請から認定までの標準的な処理期間等を考慮して設定するよう留意してください。

5 認定発展計画の監督等

認定経営発展法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、農林水産大臣に認定発展計画に記載した農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況等について、様式第5号により報告する必要があります。

また、これに限らず、農林水産大臣は、認定発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、認定経営発展法人に対して、必要な報告を求めることができます。必要があると認めるときとは、例えば売上高等の農業経営に関する数値が認定発展計画に記載された目標値から大幅に乖離しており、このままでは目標を計画通りに達成することが困難となる見込みがあること、当該措置が当初の計画よりも大幅に遅延していること等を実施状況報告書等において確認したときが考えられます。

加えて、農林水産大臣は、法第30条の2の規定に基づき、農業委員会に対し、認定経営発展法人が行った農地法第6条の規定に基づく報告の内容について情報提供を求めるものとします。

農林水産大臣は、実施状況報告書等において法第16条の6第3項各号に掲げる場合に該当することを認めたときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告するものとします。

6 認定発展計画の変更

認定経営発展法人は、認定発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を変更する場合、物資又は役務の取引の推進等の措置を変更する場合、認定発展計画に記載されていない新たな農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする場合等には、当該変更について様式第3号により農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

なお、農業経営発展計画の期間を延長する変更を行う場合、延長後の期間は、当初の認定発展計画の始期から10年以内とする必要があります。

また、認定経営発展法人は、認定発展計画について、認定経営発展法人の主たる事務所の所在地を変更すること、認定発展計画に記載された農地が転用された後、認定経営発展計画から当該農地の記載を削除すること等の軽微な変更を要するときは、変更があったときから1か月以内に、様式第4号によりその旨を農林水産大臣に届け出る必要があります。

7 認定発展計画の取消し

認定発展計画の取消事由は、法第16条の3第3項に規定するとおりです。

農林水産大臣は、認定経営発展法人が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、認定経営発展法人に対する是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかか

ならず、認定の取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれないと判断した場合には、当該認定の取消しを行うこととします。

農林水産大臣は、取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定経営発展法人に対しその旨を通知するとともに、都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあつては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

8 農業経営発展計画の再認定

認定発展計画の取組の終期を迎える認定経営発展法人が、継続的に農業経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で新たな経営発展の目標を設定し、提携事業者（認定経営発展法人の物資又は役務の取引の相手方をいいます。以下同じです。）と連携した取組の深化を通じて計画的に経営発展を図っていくことが重要です。農業経営発展計画の認定期間満了後も、引き続き、議決権要件の特例を受けて提携事業者と連携していくことを志向する認定経営発展法人は、時間的余裕をもって新たな農業経営発展計画（以下「新計画」といいます。）を作成してください。

農林水産大臣は、認定期間の満了を迎える認定経営発展法人から新計画の認定申請があつた場合には、改めて認定基準に照らした上で、再認定の可否を判断します。なお、新計画においても取組期間は、10年以内とします。

再認定を受けず、農業経営発展計画の認定期間が満了した場合には、農業関係者が3分の1超を占めることとする議決権要件の特例が適用されなくなるため、農業関係者が過半を占めることとする通常の議決権要件を満たす必要があります。

9 農地法の特例措置

（1）農地法の許可みなし

認定経営発展法人に係る農用地の権利移動等について、認定経営発展法人は次に掲げる農地法の特例措置を受けることができます。

- ① 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第3条第1項の許可があつたものとみなす。
- ② 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があつたものとみなす。
- ③ 認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第5条第1項の許

可があったものとみなす。

他方、認定経営発展法人が農用地の権利の譲渡人となる場合、当該権利移動について記載された農業経営発展計画の認定を受けていないときは、農地法第3条第1項及び第5条第1項の規定による許可を受けることができません。

なお、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動、市街化区域内の農地転用、経営改善計画による農地転用等の法第16条の4第1項から第3項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用については、別途所要の手続をとる必要があります。

(2) 農地所有適格法人の議決権要件の特例措置

提携事業者である食品事業者等が認定発展計画に従って認定経営発展法人に出資している場合、農地法第2条第3項第2号に掲げる農地所有適格法人の議決権に係る要件が緩和されます。この場合、当該食品事業者等は、最大3分の2未満まで認定経営発展法人に出資することが可能となりますが、議決権要件以外の要件に変更はないため、引き続き当該要件を満たす必要があること、当該要件を満たさなくなった場合には認定発展計画の取消しの対象となることに留意してください。

(3) 農業経営発展計画の認定の取消し又は認定発展計画の期間が満了した場合

認定経営発展法人が認定を取り消された場合又は認定発展計画の期間が満了した場合は、通常の農地所有適格法人における議決権の割合についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が議決権要件を欠くに至る場合には、当該法人が農業関係者以外の者から株式を買い取る、農業関係者に新株を発行する等の方法により再び議決権要件を充足するよう、農業委員会は、国と連携して当該法人を指導するものとします。

また、当該法人が農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第7条の規定による農用地の買収の対象となります。

10 関係機関との協力

農林水産大臣は、農業経営発展計画の認定等に関する事務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、情報提供その他の協力を求めることができます。必要があるときとは、例えば、申請発展計画の地域計画への寄与についての認定要件を審査する際、発展計画申請法人の営農の実態に関し農業委員会等から情報提供を求める必要があるとき、農業委員会又は都道府県知事等の協議に対する回答に関する詳細な情報を知り得る必要があるとき等が考えられます。

また、認定後においても、認定経営発展法人が認定要件を遵守し、計画に基づく措置を行っているか、国が責任をもって監督するため、農業委員会等に対し、当該認定経営発展法人の農用地の利用状況に関

<u>する情報の提供等を求めることがあります。</u>	
(別紙7) 農業経営発展計画の認定基準 第1 地域計画の達成に資するものであること <u>申請発展計画が地域計画の達成に資するものであるかの審査に当たっては、当該申請発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容が、地域計画の区域における農業の将来の在り方と整合が図られているか、これに向けた農用地の利用が地域計画の目標地図を勘案して行われるものであるか等を確認します。</u> 第2 物資又は役務の取引の相手方が農林水産省令で定める要件に該当する者であること <u>物資又は役務の取引の相手方が、次の1又は2に該当するか確認します。</u> 1 <u>農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認組合であって、次の（1）から（3）までに掲げるいずれかの者が当該承認組合の農林漁業法人等投資育成事業（同法第2条第2項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいいます。）の実施において主導的な役割を果たすもの</u> <u>（1）地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社</u> <u>（2）信用金庫・信用協同組合又は信用金庫・信用協同組合の子会社</u> <u>（3）食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（食品事業者であるその子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社に限る。）</u> <u>主導的な役割を果たすとは、例えば上記（1）から（3）までに示す者が、当該承認組合の無限責任組合員である場合、又は当該者が当該承認組合における主要な出資者であり、かつ当該者の関連会社が無限責任組合員であるなど、実質的に当該承認組合の運営を担っている場合をいいます。</u> 2 <u>食品事業者</u> <u>食品事業者とは、農畜産物を原材料とする製造若しくは加工の事業を営む者、農畜産物若しくは農畜産物加工品の流通若しくは販売の事業を営む者又は農畜産物、農畜産物加工品若しくはこれらを材料として調理されたものを提供する事業を営む者のいずれかに該当する者（製造・加工・流通・販売・提供されるものが飲食の用に供されるものに限ります。）をいいます。</u> 第3 物資又は役務の取引の相手方からの出資及び農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が目標を達成するために適切なものであること <u>物資又は役務の取引の相手方からの出資額及び出資の時期が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容からみて適切であるかを確認します。また、生産の拡大、品質・付加価値の向上等の目標に対応した取引条件（数量・単価）の改定、設備投資、農用地の権利取得等の見込みが示されているか、当該措置が具体的かつ実現可能と見込まれるか等を確認します。</u>	(新設)

**第4 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれること
とその他の農林水産省令で定める基準に適合していること**

1 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることの審査に当たっては、申請発展計画に記載した措置が継続的に講じられることについて契約等の根拠があるか、目標の達成を予定する時期が申請発展計画の取組期間等と照らして適切といえるか等を確認します。

農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられるためには、物資又は役務の取引の相手方が発展計画申請法人の安定的な販路や取引量の確保、経営管理等に積極的に関与するなど、目標の達成に向けた前向きな経営参画が行われることが望ましいと考えます。

2 物資又は役務の取引の相手方が食品事業者である場合、発展計画申請法人との間の取引期間、取引量、取引額等を総合的に勘案し、相当程度の実績があるかを確認します。

第5 農用地に関する事項

発展計画申請法人が耕作等の事業に供すべき農用地の全てを適正に利用しているかの審査に当たっては、必要に応じて農業委員会等に情報提供を求め、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項第1号に該当する場合等がないかを確認します。

農用地の権利移動又は転用が農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの審査に当たっては、例えば申請発展計画において、発展計画申請法人と食品事業者との間で取引量を増大させることを目標として設定しているにもかかわらず、農地の売却や転用により当該申請発展計画に基づく措置の実施が困難となるものではないか等を確認します。

第6 農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること

1 発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標の達成に取り組むことにより、農業生産の増大、雇用の増大、遊休農地の農業上の利用の増進等からみて、地域の農業の健全な発展に寄与するものであるかを確認します。

2 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が農業（営農型太陽光発電事業を除きます。）に直接関連するものであるかを確認します。

3 発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利を取得する場合にあっては、当該権利の取得が申請発展計画の達成に資するものであるかを確認します。当該権利の取得が当該措置として行われる場合以外の場合にあっては、当該権利の取得が申請発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであるかを確認します。

4 申請発展計画の期間が10年以内であるかを確認します。

様式第1号				
農業経営発展計画				
1. 基本情報				
法人の名称	代表者の氏名	法人番号	本店の所在地	法人の設立年月日
事業年度		農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた市町村等及びその期間		
2. 農業経営の発展に関する目標及び目標を達成するためとるべき措置				
農業経営発展計画の概要				
現状（ 年）		目標（ 年）		
目標を達成するためとるべき措置				
上記の措置が法人の行う農業に関連する事業として行われる場合、以下の該当する事業に印を付してください。				
☐ 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工				
☐ 農業と併せ行う林業				
☐ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売				
☐ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給				
☐ 農業生産に必要な資材の製造				
☐ 農作業の受託				
☐ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供				
地域計画の達成に資する点				
地域の農業の健全な発展に寄与する点				
(記載要領)				
1. 「目標」欄には、売上高、収益性等の定量的な目標を現状値と対比するように記載してください。目標が複数あ				

(新設)

る場合は、簡条書きで記載してください。

2 「目標を達成するためとるべき措置」欄には、取引量に関する措置、農地及び農業生産に関する措置、施設・機械投資に関する措置等を記載してください。

3 「地域計画の達成に資する点」欄には、例えば「地域計画の目標地図に定められた営農を実現する見通し」等本計画に取り組むことによって達成される地域計画上の効果を記載してください。

4 「地域の農業の健全な発展に寄与する点」欄には、例えば「地域内から新規に3名の農業従事者を雇用する予定」等本計画に取り組むことによる地域の農業の健全な発展に資する効果を記載してください。

3. 農地所有適格法人に関する事項（別添に記載し、添付してください。）

4. 取引の相手方に関する事項

法人名		法人番号	
代表者の氏名		本店の所在地	
事業内容			
取引実績			
法令遵守の状況			

（記載要領）

1 「事業内容」欄には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第16条の2第2項第2号に規定する物資又は役務の取引の相手方（以下単に「取引の相手方」という。）が農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第15条の10第1号又は第2号に該当する者であることがわかるように事業内容を記載してください。

2 「取引実績」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第1号に定める事業を営む者である場合に、当該者との取引期間や取引量等を記載してください。

3 「法令遵守の状況」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第1号に定める事業を営む者である場合に、その行う事業に係る法令に違反している状況がない旨を記載してください。

5. 出資等に関する事項

取引の相手方からの 出資額（現在）	
取引の相手方からの 出資額及び出資時期（予定）	
取引の相手方からの 出資の条件	
その他資金調達の計画	

（記載要領）

1 「取引の相手方からの出資額（現在）」欄には、取引の相手方から現に出資を受けている場合に、その出資の額を記載してください。

2 「取引の相手方からの出資額及び出資時期（予定）」欄には、取引の相手方から今後受ける予定の出資の額及びその出資の時期を記載してください。

3 「取引の相手方からの出資の条件」欄には、取引の相手方から出資に関する条件が付されている場合に、その条件の内容を記載してください。

4 「その他資金調達の計画」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、取引の相手方以外から受けている出資や金融機関等からの融資等があればその内容を記載してください。

6. 農用地に関する事項（別添に記載し、添付してください。）

7. 本計画の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

8. 留意事項（以下の事項をよく読み、同意する場合には□にチェックをいれてください。）

☐	農林水産省は、農業経営発展計画の認定申請者から提出された書類等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、農業経営発展計画制度の実施のために利用します。 また、農林水産省は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、認定経営発展法人名及び当該認定発展計画の概要を農林水産省のホームページで公表するとともに、関係地方公共団体の長及び農業委員会へ情報提供することとします。 このほか、当該認定発展計画の実施状況を確認するため、必要最小限度の範囲内で関係機関へ情報提供する場合があります。
☐	当法人は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を行うおうとする場合には、あらかじめ当該認定発展計画の変更の認定を受けなければならないことについて、理解しました。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 1 定款の写し
- 2 株主名簿の写し
- 3 法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間を記した書類
- 4 法第 16 条の 2 第 1 項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の写し
- 5 取引の相手方が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類
 - (1) その株主名簿の写し又はこれに類する書類
 - (2) その総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者の氏名、住所及びその有する議決権を証する書面（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権を証する書面）
- 6 取引の相手方が規則第 15 条の 10 第 1 号に定める事業のいずれかを営んでいることがわかる書類
- 7 農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることがわかる書類
- 8 取引の相手方が規則第 15 条の 10 第 1 号に定める事業を営んでいる場合には、取引の相手方と物資又は役務の取引を行った相当程度の実績があることがわかる書類
- 9 その他参考となるべき書類

農地所有適格法人に関する事項（別添）

(新設)

1. 現に行っている事業の種類及び売上高

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3 年前(実績)		
2 年前(実績)		

1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

2. 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は 名称	住所又は 主たる事 務所の所 在地	国籍 等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			在留資格 又は特別 永住者	株主総 会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積 (㎡)		農業への 年間従事日数		農作 業委 託の 内容
						権利 の 種類	面積	直近実 績	見込み	

(2) 農業関係者以外の者 ((1) 以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格又は 特別永住者	議決権の数 株主総 会	種類株 主総会

	議決権の数		議決権の割合		農業経営発展計画認定後 の議決権数及びその割合
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会	株主総会
(1) 農業関係者					
(2) 農業関係者以外の者					
計					

(留意事項)

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号。以下、「投資円滑化法」という。)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

3. 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は 特別永住者	役 職	農業への年間従事日数			
					農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は 特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
 「権利取得後(予定)」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合にのみ記載してください。
- 3 「1 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
 「1年前」から「3年前」までの各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載(実績のない場合は空欄)し、「申請日の属する年」から「3年目」までの各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2 (1) 農業関係者」の各欄には、投資円滑化法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。
 複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びに3及び4の「国籍等」の各欄は、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。
 「国籍等」の欄には、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。
 なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。
- 8 2 (1)、3及び4の「農業への年間従事日数」の「見込み」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合のみ記載してください。

農用地に関する事項（別添）

① 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地

整理番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)	現況	権利の種類	利用状況	権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載	転用予定がある場合のみ記載			本計画の達成との関連性	農地法特例の審査の要否
							時期及び手法	転用の手法	時期及び概要	別紙番号		

面積合計（㎡）

② 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地

整理番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の種類	権利の取得の時期及び手法	転用予定がある場合のみ記載		本計画の達成との関連性	農地法特例の審査の要否
						時期及び概要	別紙番号		

(記載要領)

- ①の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地については、現にこれらの権利を有している農用地の全てを記載してください。
- ②の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地については、認定を受けた後、遅滞なく、権利を取得する予定のもののみを記載してください。
- ①の「現況」欄には、田、畑、樹園地、採草放牧地等の別を記載してください。
- ①の「利用状況」欄には、現に耕作又は養畜の事業の目的に供されている場合には「○」を、供されていない場合にはその状況及び理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。
- ①の「権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び手法」欄には、例えば申請者が所有権等を有している農用地を他人に譲渡する予定がある場合等に、「○年○月に農地法第3条による権利移転」「○年○月に農地法第5条による権利移転」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。
- ①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「転用の手法」欄には、申請者が所有権等を有している農地を申請者自身が転用する予定がある場合に、「当該発展計画の認定による許可みなし」、「農業経営改善計画に係る転用の許可みなし」等当該転用行為の根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。
- ①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用する時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。
- ①の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を実施する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための転用」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。
本計画による措置とは無関係の農用地の権利の設定若しくは移転又は転用である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。
- ①及び②の「別紙番号」欄には、別紙1農地法第4条第1項の特例措置、別紙2農地法第3条第1項の特例措置、別紙3農地法第5条第1項の特例措置を提出する場合に、当該別紙の右上欄「別紙番号」に任意の番号を振

- り、それと同じ番号を記載ください。
- 10 ①及び②の「農地法特例の審査の要否」欄には、当該農用地が、認定を受けた後、遅滞なく、法第16条の4第1項から第3項までの農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置を活用するものである場合には、印を付してください。
- 11 ②の「権利の取得の時期及び手法」欄には、「〇年〇月に当該発展計画の認定による許可みなし」、「〇年〇月に農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。
- 12 ②の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用の時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。
- 13 ②の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地を取得する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための用地の取得」等を記載し、当該権利の取得が本計画の達成に資する行為であることを明確にしてください。
- 本計画による措置とは無関係の農用地の取得である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、その行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

(留意事項)

- 1 法第 16 条の4第2項の規定による農地法第4条第1項の特例措置を活用する場合は、別紙1を提出してください。
- 2 法第 16 条の4第1項の規定による農地法第3条第1項の特例措置を活用する場合は、別紙2を提出してください。
- 3 法第16条の4第3項の規定による農地法第5条第1項の特例措置を活用する場合は、別紙3を提出してください。

(別紙1) 法第 16 条の2第2項第5号ハ関係

別紙番号

(新設)

農地法第4条第1項の特例措置
(法第 16 条の4第2項の規定による農地法第4条第1項の特例措置を活用する場合)

記						
1 転用しようとする土地	整理番号	耕作者の氏名		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
2 転用計画	(1)転用事由の詳細	用 途	事由の詳細			
	(2)事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 年間				
		着工 年 月 日から 年 月 日まで				
	(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	施設の種類	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
		土地造成				
建築物						
工作物計						
3 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要						
4 その他参考となるべき事項						

(記載要領)

1 「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項（別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

3. 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

1. 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
2. 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
3. 農地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
4. 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
5. 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
6. その他参考となるべき書類

(別紙2) 法第16条の2第2項第6号イ関係

別紙番号

(新設)

農地法第3条第1項の特例措置

(法第16条の4第1項の規定による農地法第3条第1項の特例措置を活用する場合)

記

1. 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人（該当する場合には○）
譲渡人						
譲受人						

2. 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

整理番号	対価、賃料等の額（円） [10a 当たりの額]	所有者の氏名又は名称 （現所有者の氏名又は名称 （登記簿と異なる場合）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
	／10a			

3. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - 2 国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
 - 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
 - 4 法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、1の「認定経営発展法人」に○を付してください。
 - 5 2「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項（別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。
 - 6 3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地		採草 放牧地
作付(予定)作物							
権利取得後の面積 (㎡)							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類					
確保するもの	所有					
	リース					
導入予定のもの	所有					
	リース					
〔資金繰りについて〕						

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	(農作業経験の状況：)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)
② 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：	(農作業経験の状況：)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)

(ア) 配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）。)

<table><tr><td>市町村</td><td>氏名</td><td>住所地、拠点となる場所等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (イ) ①、②及び(ア)の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 (4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別添に記載し、添付してください。) (5) その他の考慮すべき事項 5 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合にのみ記載してください。) 6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。 ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。 ☐ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。 (表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝) ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。 7 周辺地域との関係 権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農業の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。) 8 取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合は、4、5、6、及び7の記載事項の記載が不要です。 事業・計画の内容、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。 事業・計画の内容	市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等																		
市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等																			
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別添) 1 農地法その他の農業に関する法令 (1) 農地法 <table><tr><td>違反の対象となる規定</td><td>違反の有無</td></tr><tr><td>①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>②第4条(農地の転用の制限)</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>④第42条(措置命令)</td><td>有 ・ 無</td></tr></table> (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) <table><tr><td>違反の対象となる規定</td><td>違反の有無</td></tr><tr><td>①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>②第15条の3(監督処分)</td><td>有 ・ 無</td></tr></table> (3) 種苗法(平成10年法律第83号) <table><tr><td>違反の対象</td><td>違反の有無</td></tr><tr><td>育成者権又は専利用権の侵害(第20条及び第25条参照)</td><td>有 ・ 無</td></tr></table>	違反の対象となる規定	違反の有無	①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無	②第4条(農地の転用の制限)	有 ・ 無	③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無	④第42条(措置命令)	有 ・ 無	違反の対象となる規定	違反の有無	①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無	②第15条の3(監督処分)	有 ・ 無	違反の対象	違反の有無	育成者権又は専利用権の侵害(第20条及び第25条参照)	有 ・ 無	(新設)
違反の対象となる規定	違反の有無																				
①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無																				
②第4条(農地の転用の制限)	有 ・ 無																				
③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無																				
④第42条(措置命令)	有 ・ 無																				
違反の対象となる規定	違反の有無																				
①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無																				
②第15条の3(監督処分)	有 ・ 無																				
違反の対象	違反の有無																				
育成者権又は専利用権の侵害(第20条及び第25条参照)	有 ・ 無																				

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定		違反の有無	
第24条（使用の禁止）		有 ・ 無	

2

1で「有」の場合

違反の時期	内容		

3

過去に権利取得後の農地等を耕作又は養育の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

(記載要領)

1

この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。

2

1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。

3

1の（1）②及び③については、農地法第 51 条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。

4

1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。

5

1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

(別紙3) 法第16条の2第2項第6号ロ関係

別紙番号

(新設)

農地法第5条第1項の特例措置
(法第16条の4第3項の規定による農地法第5条第1項の特例措置を活用する場合)

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所			
	譲 渡 人		都道 府県	郡 市	町 村	番地
2 権利を設定し 又は移転しようとする土地	整理番号	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
		権利の種類	権利者の氏名又は名称			
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細			
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		年 月 日から 年間			
	(4) 転用の時期及び転用の 目的に係る事業又は施設 の概要	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	
		土地造成				
		建築物				
		工作物				
4 権利を設定し 又は移転しようとする土地	権利の種類		権利の設定・移転 の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他

うとする契約 の内容		設定 移転			
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概					
6 その他参考となるべき事項					

(記載要領)

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地、をそれぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別記のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別記の様式は、次の別記1及び別記2のとおりとします。
- 「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項 (別添)」で付した番号と同じ番号を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- 農用地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- 農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- その他参考となるべき書類

(別記1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別記2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

整理番号	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
	権利の種類	権利者の氏名又は名称			

(記載要領) 本表は、(別紙 1) の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式第 2 号

農業経営発展計画認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の農業経営発展計画の認定を申請します。

(新設)

様式第 3 号

農業経営発展計画の変更認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

(新設)

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

(備考)

- 1 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 2 変更後の農業経営発展計画のほか、変更事項に係る書類を添付すること。

様式第4号

農業経営発展計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり軽微な変更があるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 軽微な変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

(備考)

- 1 軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 2 軽微な変更後の農業経営発展計画のほか、軽微な変更事項に係る書類を添付すること。

(新設)

様式第 5 号

農業経営発展計画の実施状況等に係る報告（開始〇年目）

年 月 日

農林水産大臣 殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、以下のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 6 第 1 項の規定に基づき報告します。

1. 農業経営発展計画に関する目標の達成状況

① 目標	② 目標を達成するため講じた措置
③ 目標の達成状況	
	いずれかに○
	計画どおり・
	計画どおりではない

2. 出資の状況

① 提携事業者からの 出資額及び出資時期（実績）	
② その他資金調達の状況	

3. その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 「1. 農業経営発展計画に関する目標の達成状況」は、目標ごとに欄を繰り返し設けて記載してください。
- 「1. ①目標」欄には、農業経営発展計画に記載している目標値を記載してください。
- 「1. ②目標を達成するため講じた措置」欄には、農業経営発展計画に記載した目標を達成するために講じた具体的な措置（例えば農産物の加工施設の増築など）について、その内容や進捗状況等を記載してください。
- 「1. ③目標の達成状況」欄には、目標値に対する実績値を記載してください。
- 「2. ①提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）」欄には、提携事業者（農業経営基盤強化促進法第 16 条の 5 に規定する提携事業者をいう。以下同じ。）から受けた出資の額及びその出資を受けた時期を記載してください。
- 「2. ②その他資金調達の状況」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、提携事業者以外からの出資、金融機関等からの融資等の実績があれば、それらの内容を記載してください。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- 定款の写し
- 株主名簿の写し
- 認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し
- 直近の事業報告書
- 提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類
 - その株主名簿の写し又はこれに類する書類
 - 主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面
- 提携事業者の直近の事業報告書
- その他参考となるべき書類

（新設）

参考様式第9－1号 番 年 月 日 号 目 農林水産大臣 殿 農業委員会 農業経営発展計画の認定について（回答） 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）第16条の2第2項第6号イに掲げる事項（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるので、法第16条の2第5項の規定に基づき、同意をします。	(新設)
参考様式第9－2号 番 年 月 日 号 目 農林水産大臣 殿 農業委員会 農業経営発展計画の認定について（回答） 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）第16条の2第2項第6号イに掲げる事項（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当するものであると認めるので、法第16条の2第5項の規定に基づく同意をしません。 記 同意をしない理由	(新設)
参考様式第9－3号 番 年 月 日 号 目 農業委員会 都道府県農業委員会ネットワーク機構 殿 都道府県知事 市町村長 農業委員会	(新設)

農業経営発展計画の認定について（協議） 〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで別添写しのとおり下記の法人から農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 2 第 1 項（※ 1）の規定に基づく認定の申請があった農業経営発展計画に、同条第 2 項第 5 号ハ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※ 2）に掲げる事項の記載があるので、同条第 6 項の規定に基づき、協議します。 なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。 記 1 住 所： 2 法人名： （備考） ※ 1 農業経営発展計画の変更の認定申請の場合は、下線部分を「第 16 条の 3 第 1 項」とする。 ※ 2 農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第 16 条の 2 第 2 項第 6 号ロ（農地法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）に掲げる事項の記載がある場合は、下線部分を「第 6 号ロ（農地法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とする。 別添として申請に係る農業経営発展計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。	
参考様式第 9－4 号 番 号 年 月 日 農林水産大臣 都道府県知事 市町村長 農業委員会 殿 都道府県知事 市町村長 農業委員会 都道府県農業委員会ネットワーク機構 農業経営発展計画の認定について（回答） 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 2 第 2 項第 5 号ハ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※ 1）に掲げる事項が、同条第 8 項第 1 号（※ 2）に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同条第 6 項の規定に基づき、同意をします。 （備考） 農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第 16 条の 2 第 2 項第 6 号ロに掲げる事項（農地法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※ 1 の下線部分を「第 6 号ロ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※ 2 の下線部分を「第 2 号」とする。	(新設)

参考様式第9－5号 農林水産大臣 都道府県知事 市町村長 農業委員会 殿 番 年 月 号 日 農業経営発展計画の認定について（回答） 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の2第2項第5号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※1）に掲げる事項が同条第8項第1号（※）に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。 記 同意をしない理由 （備考） 農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の2第2項第6号ロに掲げる事項（農地法第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※1の下線部分を「第6号ロ（農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※2の下線部分を「第2号」とする。	(新設)
---	-----------------

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。